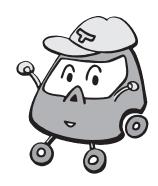
# HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

# 兵ト協ニュース

2015. 5 No. **346** 





# もくじ

$\bigcirc$	行政からのお知らせ	
	(国土交通省) 平成27年度 整備管理者選任前研修のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(総務省)「不法無線局対策強化期間」のお知らせ	2
	( 歴明 景) 物流事業者との取引の公正化について (要請)	3
	(兵庫県)光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について・	11
	(全ト協) 平成27年春の全国交通安全運動	
	公益社団法人全日本トラック協会実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
$\bigcirc$	事務局からのお知らせ	
	トラック運送事業における退職自衛官の再就職について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	交差点事故防止セミナー開催のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(C)	助成事業	
	① 平成27年度『健康診断受診料助成事業』について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	② 平成27年度 アルコール検知器導入促進助成について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
$\bigcirc$	陸災防のページ	
	はい作業主任者技能講習会のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
$\bigcirc$	会員だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
$\bigcirc$	協会日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27



# ∞≡∞ 行政からのお知らせ ぱゅ≡∞



# 国十交诵省

# 平成27年度 整備管理者選任前研修のご案内

平成27年度整備管理者選任前研修(上半期)の申込受付をおこないます。 受講を希望される方は、下記のとおり申込ください。

# 1. 研修対象者

道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の整備管理者の資格要件により、整備管理者に選任 予定の者(整備士の資格を有さない方)

# 2. 研修内容

- ① 整備管理者制度の趣旨、目的に関する事項
- ② 整備管理者の業務、権限に関する事項
- ③ 点検・整備の方法に関する事項
- ④ 整備管理者の関係法令に関する事項
- ⑤ その他整備管理者に必要な事項

# 3. 実施日時及び実施場所(上半期)

第1回 平成27年5月15日(金)13:30~16:30

兵庫県自動車整備会館5F:神戸市東灘区魚崎浜33

定員 150名 (申込み締切: H27. 5. 8)

第2回 平成27年5月20日 (水) 13:30~16:30

姬路自動車整備教育会館2F:姬路市飾磨区中島福路町3322

定員 100名 (申込み締切: H27. 5. 13)

第3回 平成27年7月8日 (水) 13:30~16:30

兵庫県自動車整備会館5F:神戸市東灘区魚崎浜33

定員 150名 (申込み締切: H27. 7. 1)

第4回 平成27年9月18日(金)13:30~16:30

姫路自動車整備教育会館2F:姫路市飾磨区中島福路町3322

定員 100名 (申込み締切: H27. 9. 11)

# 4. 注意事項

- ① 当日は、免許証等本人の顔写真のある身分証明書を持参してください。
- ② 研修開始30分前より受け付けを開始します。
- ③ 研修は予約制とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- ④ 予約は、実施日の1ヵ月前からFAXにより兵庫陸運部整備部門で受け付けます。
- ⑤ 研修会場に変更がある場合は、事前に連絡します。
- ⑥ ご来場の際は、公共交通機関等のご利用をお願いします。

### 5. 申込用紙

兵ト協ホームページからダウンロードしてください。

### 6. 問い合わせ先

神戸運輸監理部兵庫陸運部整備部門 (TEL. 078-453-1103)

以上

# 総務省

# 「不法無線局対策強化期間」のお知らせ ~不法無線局は法律で罰せられます~

# 総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境保護の周知啓発活動を 行うとともに、不法無線局への対策に取り組んでいます。

特に、この6月1日から6月30日までを「不法無線局対策強化期間」として設定し、警察や海 上保安庁の協力を得て不法無線局の取締りを重点的に実施しています。

不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などを使用すると、電波法により 処罰の対象となります。

これらの機器から出される不法電波は、消防・救急・鉄道・防災などに使用する無線や携帯電話などの国民生活の安心安全を支える重要な無線通信に妨害を与え、社会生活に支障をきたすことがあります。

# 無線機器を使用する際は、「電波のルール」を守りましょう!

※免許がないのに無線局を開設したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」、重要な無線通信を妨害したものは「五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金」に処されます。

無線局の免許を持っていても、無線機を改造して、出力を大きくしたり指定された電波 以外で運用することは禁止されています。

※上記の改造を行い運用したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」に処されます。



# 公正取引委員会

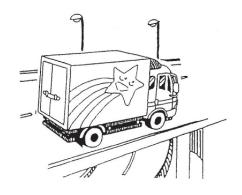
# 物流事業者との取引の公正化について(要請)

公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に基づき、違反行為に対して厳正かつ効果的に対処するとともに、取引の実態を把握するための調査を実施するなど して、違反行為の未然防止に努めているところです。

今般,公正取引委員会は、荷主と物流事業者の取引に焦点を当てて実態調査を実施し、その結果を平成27年3月11日に「荷主と物流事業者との取引について」として公表しました。

今回の調査の結果,物品の運送等に係る一部の取引において,荷主による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなりました。また,調査対象期間(平成25年8月1日から平成26年7月31日)において燃料価格が上昇傾向にあったことから,物流事業者に対し,燃料価格の上昇に伴う代金の引上げの状況を聞いたところ,燃料価格上昇に伴う代金の引上げ交渉においても,荷主による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなりました。

貴団体におかれましては、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、本調査結果並びに独占禁止法上の優越的地位の濫用規制、物流特殊指定及び下請法(物流事業者間の取引については下請法が適用されます。)の内容について傘下会員に周知徹底していただくよう要請いたします。



!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から 5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!

# 講習会(荷主と物流事業者との取引について)の御案内について

公正取引委員会は、荷主と物流事業者との取引の公正化を一層推進するため、「講習会(荷主と物流事業者との取引について)」を次のとおり開催することとしました。

講習会(荷主と物流事業者との取引について)の開催日時及び会場

神首会(何主と初派事業者との取りについて)の開催日時及び会場							
開催地	開催日時	定員	会 場				
札幌市	平成27年5月15日(金) 14:00~16:30	50名	北海道札幌市中央区北三条西3-1-6 札幌小暮ビル TKP札幌カンファレンスセンター(7階カンファ レンスルーム7E)				
仙台市	平成27年5月22日(金) 14:00~16:30	50名	宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台 (2階第5会議室・第6会議室)				
東京都新宿区	平成27年5月26日(火) 14:00~16:30	100名	東京都新宿区市谷八幡町8 TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター(6階ホール 6A)				
名古屋市	平成27年5月29日(金) 14:00~16:30	100名	愛知県名古屋市中村区椿町 1-16 井門名古屋ビル TKP ガーデンシティ名古屋新幹線口 (8 階カンファ レンスホール 8A)				
横浜市	平成27年6月2日(火) 14:00~16:30	100名	神奈川県横浜市西区北幸 2-6-1 横浜 AP ビルコンベンションルーム AP 横浜駅西口 (4階 D+E室)				
大阪市	平成27年6月5日(金) 14:00~16:30	100名	大阪府大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所(地下1階 1号会議室A)				
広島市	平成27年6月12日(金) 14:00~16:30	50名	広島県広島市中区八丁堀 7-11 広島 YMCA 国際文化センター(本館 4 階 401 号室)				
高松市	平成27年6月19日(金) 14:00~16:30	50名	香川県高松市玉藻町 5-5 香川県立ミュージアム (地下1階 研修室)				
東京都新宿区	平成27年6月23日(火) 14:00~16:30	100名	東京都新宿区市谷八幡町8 TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター(6階ホール 6A)				
福岡市	平成27年7月24日(金) 14:00~16:30	50名	福岡県福岡市博多区博多駅南 4-2-10 南近代ビル (7階 3号室)				
千葉市	平成27年7月27日(月) 14:00~16:30	100名	千葉県千葉市中央区中央2-5-1 千葉市文化センター (5階セミナー室)				
浜松市	平成27年7月31日(金) 14:00~16:30	100名	静岡県浜松市中区板屋町 111-2 浜松アクトタワー TKP浜松アクトタワーカンファレンスセンター (25 階ホール A)				
京都市	平成27年8月7日(金) 14:00~16:30	100名	京都府京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 721-1 京都タワーホテル TKP ガーデンシティ京都 (7 階 橘 (東・西))				

# 1 対象及び人数

### (1) 対象

物流事業者に物品の運送等を委託する事業者(物流事業者を含みます。)の方を主な対象としております。

# (2) 人数

参加希望人数によっては、1事業者当たりの参加人数を制限させていただくことがございますので御了承ください。

### 2 講習内容

本講習会においては、物流取引を中心として、取引公正化のためのルールを説明するとと もに、「荷主と物流事業者との取引について」の内容を説明します。

説明に当たっては、優越的地位の濫用規制、物流特殊指定又は下請法の考え方に照らして、 物流取引においてどのような行為が問題となるのか分かりやすく説明します。

# 3 当日の受付時間

受付は、各会場共に13時30分から開始します。

# 4 参加申込方法等

- ・ 参加を希望される方は、公正取引委員会ホームページのトップページ下部にあるイベント情報の「講習会(荷主と物流事業者との取引について)の実施について」を御参照の上、 当該ページから各会場とも開催日の3日前までにお申込みください。電話やメールでのお申込みは受け付けておりませんので、御了承ください。
- ・ 申込フォームへの入力が完了すると、登録したメールアドレス宛てに「受講確定通知」メールが送信され、当該メールの受信をもって申込完了となります。
- ・ 定員に達し次第申込みを締め切らせていただきますので、御了承ください。

# 5 注意事項

- ・ 講習会への参加及び配布資料は無料です。
- ・ 講習会当日は、当該「受講確定通知」メール又は申込フォームの「講習会の申込登録結果」 の画面を印刷したものを御持参ください。
- ・ 御登録いただいた個人情報は、講習会に関する業務以外の目的には使用いたしません。

### 6 問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

電 話 03-3581-1882

担当者 五十嵐、山岸

# 荷主と物流事業者との取引について(概要)

# 第1 調査の趣旨・方法等

# 1 調査の趣旨

公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制に基づき、事業者に不当に不利益を与える行為に対して厳正かつ効果的に対処するとともに違反行為の未然防止に係る 取組を行っている。

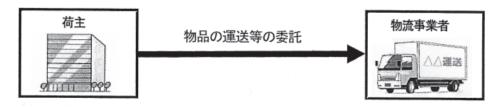
荷主と物流事業者との取引については、平成16年4月以降、優越的地位の濫用規制の一つとして独占禁止法に基づき指定した「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(物流特殊指定)を通じ、より積極的に取組を進めてきている。

近年、物流事業者が、燃料価格が上昇傾向にあった $^1$ 際にも、荷主から運賃を一方的に従来どおりに据え置かれるなど厳しい取引環境に置かれているといわれている。こうした実情を踏まえ、荷主と物流事業者との取引において、荷主による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていないかについて、調査を実施することとした $^2$ 。

# 2 調査方法

# (1) 書面調査

本調査では、荷主と物流事業者との間の物品の運送又は保管(以下「運送等」という。) に係る継続的<sup>3</sup>な取引を対象とした。



<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 調査対象期間 (平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日) において、軽油の店頭現金価格 (消費税込み) は 1 リットル当たり 137.9 円 (平成 25 年 8 月 5 日時点) から 147.4 円 (平成 26 年 7 月 28 日時点) に値上がりしている。 平成 26 年 8 月以降は下落に転じ、平成 27 年 2 月 23 日時点で 117.9 円となっている。(出典:資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」)

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話03-3581-3373 (直通)

ホームページ http://www.jftc.go.jp/

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 荷主と物流事業者との取引については、平成18年3月に「荷主と物流事業者との取引に関する実態調査報告書」 を公表している。

<sup>3</sup> 単発(スポット)取引は本調査の対象外とした。

物流事業者に物品の運送等を委託していると思われる荷主10,000名、荷主から物品の運送等の委託を受けていると思われる物流事業者25,000名を対象として、調査票を送付し、 書面調査を実施した。調査票の発送数及び回答者数は、下表のとおりである。

調査対象事業者	発送数(A)	回答者数(B)(B/A)
荷主	10,000名	6,139名 (61.4%)
物流事業者	25,000名	7,008名 (28.0%)

本調査では、書面調査における回答者のうち、物品の運送等に係る取引を行っていると回答した荷主4,530名及び物流事業者4,620名からの、物品の運送等に係る年間取引高が多い取引先(上位3名。以下それぞれ「主要な物流事業者」、「主要な荷主」という。)との取引についての回答を基に調査結果を取りまとめている。

### (2) ヒアリング

書面調査に回答した物流事業者のうち、主要な荷主から受けた行為について具体的に回答した25名を対象にヒアリングを実施した。

# 3 調査対象期間等

(1) 調査票発送日:平成26年7月31日

(2) 回答期限:平成26年9月5日

(3) 調査対象期間:平成25年8月1日から平成26年7月31日

### 第2 調査結果の評価及び公正取引委員会の対応

### 1 荷主及び物流事業者の概要

回答のあった荷主のうち、約半数が資本金3億円超(54.3%)、年間売上高100億円超(45.8%)の比較的大規模な事業者である一方、回答のあった物流事業者のほとんどが資本金5,000万円以下(88.7%)、年間売上高10億円以下(75.6%)の比較的小規模な事業者であった。

# 2 荷主と物流事業者との取引の状況

(1) 書面交付及び支払方法の状況

荷主と物流事業者との取引における書面の交付状況については、多くの荷主は主要な物流事業者に物品の運送等の委託を行うに当たり、書面を交付していると回答している (81.1%)が、書面を交付していないと回答した荷主も一定数見受けられた(18.9%)。

また代金の支払方法について、荷主のうち約2割が主要な物流事業者に対し手形による 支払を行っていると回答し、120日を超えるサイトの手形で支払っている荷主も一定数見 受けられた。

### (2) 代金の支払遅延等の状況

# ア 行為類型別の状況

荷主と物品の運送等に係る取引を行っていると回答した物流事業者4、620名のうち、主要な荷主から、物流事業者に責任がないなど荷主の都合による代金の支払遅延等の不利益を1つ以上受けたと回答した物流事業者は306名であり、その割合は全体の6.6%であった(表1)。

また、行為類型別にみると、物流事業者に責任がないのに「代金の減額」を受けた と回答した物流事業者が188名であり、その割合は全体の4.1%と他の行為類型に比べて 特に高くなっている(表 1)。

表 1 行為類型別の状況

行為類型	不利益を受けた 物流事業者数	荷主との取引について回答し た物流事業者数に占める割合
代金の支払遅延	29名	0.6% (29 / 4,620)
代金の減額	188名	4.1% (188 / 4,620)
買いたたき	67名	1.5% (67 / 4,620)
物品等の購入・利用の強制	57名	1.2% (57 / 4,620)
経済上の利益の提供要請	27名	0.6% (27 / 4,620)
発注内容の変更	18名	0.4% (18 / 4,620)
合計 <sup>4</sup>	306名	6.6% (306 / 4,620)

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 荷主から複数の行為類型に係る不利益を受けている物流事業者が存在するところ、行為類型ごとの物流事業者数の合計は386となるが、不利益を1つ以上受けた物流事業者数として合計すると306となる。

# イ 物流事業者が不利益を受け入れた理由

前記アで、主要な荷主から、代金の支払遅延等の不利益を1つ以上受けたとの回答のあった物流事業者306名に対し、延べ386の事例について、荷主による当該行為を受け入れた理由を聞いたところ、「今後の取引数量、取引高等に影響があると自社が判断したため」とするものが171事例(44.3%)、「荷主から今後の取引数量、取引高等への影響を示唆されたため」とするものが84事例(21.8%)であった。

このように物流事業者は、主要な荷主との取引の継続への影響を考慮して、やむを 得ず不利益を受け入れていることも少なくなく、こうした荷主の行為は優越的地位の 濫用規制上問題となり得るものである。

### ウ 物流事業者の年間売上高との相関

前記アの物流事業者306名のうち、年間売上高について回答のあった282名について、主要な荷主との取引について回答のあった物流事業者4,620名のうち、年間売上高について回答のあった4,372名に占める割合を、年間売上高別にみると、表2のとおりである。年間売上高「1億円以下」の区分で最も割合が高くなっており、年間売上高が小さい物流事業者ほど、代金の支払遅延等の不利益を受けたとの回答があった割合が高くなるという傾向がみられた。

表 2 物流事業者の年間売上高との相関

物流事業者の年間売上高	1 億円 以下	1 億円超 10 億円以下	10億円超 30億円以下	30億円超	合計
物流事業者数(名)	862	2,443	656	411	4,372
代金の支払遅延等の不利益 を受けた物流事業者数(名)	73	175	21	13	282
代金の支払遅延等の不利益	8.5%	7.2%	3.2%	3.2%	6.5%
を受けた物流事業者数の割 合	73 / 862	175 / 2,443	21 / 656	13 / 411	282 / 4,372

# (3) 燃料価格上昇に伴う代金の引上げの状況

調査対象期間(平成25年8月1日から平成26年7月31日)において燃料価格が上昇傾向にあったことから、物流事業者に対し、燃料価格の上昇を理由として、主要な荷主に代金の引上げを要請したことがあるかを聞いたところ、回答のあった3,050名のうち、約半数が代金の引上げを要請していた(50.4%)。このうち、約7割の物流事業者から主要な荷主が代金の引上げ要請に応じてくれたとの回答があった一方で、代金の引上げ要請に応じてくれたとの回答があった一方で、代金の引上げ要請に応じてくれなかったという回答も一定数見受けられた(27.0%)。このことから、調査対象期間においては燃料価格が上昇傾向にあったことからすれば、主要な荷主に代金の引上げを要請したことはないと回答した物流事業者と代金の引上げ要請をしたが主要な荷主が応じてくれなかったと回答した物流事業者を合わせた上記3,050名のうち約6割の物流事業者は燃料価格の上昇があっても代金の引上げが困難な状況にあったと思われる。また、代金の引上げを要請したことがあると回答した物流事業者のうち約1割の物流事業者は、代金の引上げを要請しても、主要な荷主が一方的に代金を据え置いたり、交渉に一切応じようとしなかったと回答しており、このような荷主の行為は優越的地位の濫用規制上問題となり得るものである。

# 3 公正取引委員会の対応

本調査の結果、物品の運送等に係る一部の取引において、荷主による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなった。公正取引委員会としては、荷主により物流事業者に不当に不利益を与えるような行為が行われることがないよう注視する必要がある。これらの行為は、荷主と物流事業者との間で、あらかじめ取引条件等を定めていなかったり、荷主から物流事業者に対し、取引条件等が記載された書面が交付されていなかったことに起因しているとも考えられることから、物品の運送等の取引に当たっては、取引条件等の明確化や書面の交付が望まれる。

また燃料価格上昇に伴う代金の引上げ交渉においても、荷主による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなった。特に、燃料価格が上昇しても、「仕事を減らされるのが怖くてお願いできない」、「燃料価格上昇に係る費用の転嫁をお願いしたとしても応じてくれないことが分かっているため、そもそもお願いしていない」というように、荷主に対して、燃料価格の上昇を理由として代金の引上げを要請すること

自体が難しいとする回答もみられるなど、物流事業者が厳しい取引環境に置かれていることがうかがわれる。公正取引委員会としては、物流事業者から荷主に対して代金の引上げ要請があっても、荷主が一方的に代金を据え置いたり、取引に影響が生じる旨を示唆するなど代金の引上げ要請自体をさせないようにする行為は優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為であることを周知していく必要がある。

さらに、こうした行為が、物流事業者間の取引において行われた場合には、優越的地位 の濫用規制上問題となり得ることはもとより、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」 という。)上問題となり得ることにも留意する必要がある。

このため、公正取引委員会は、違反行為の未然防止の観点から、本調査結果を公表するとともに、以下の対応を行うこととする。

- (1)ア 荷主及び物流事業者を対象とする講習会を実施し、本調査結果並びに優越的地位の 濫用規制及び下請法の内容を説明する。
  - イ 荷主及び物流事業者の関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、荷主 及び物流事業者が物品の運送等の委託取引における問題点の解消に向けた自主的な取 組を行えるよう、改めて優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を傘下会員に周知徹 底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請する。
- (2) 公正取引委員会は、今後とも、物品の運送等の取引実態を注視し、優越的地位の濫用 規制又は下請法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、これらの法律 に違反する行為に対しては、厳正に対処していく。





# 兵庫 県

# 光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について

兵庫県から光化学スモッグが発生するおそれのある 4月20日から10月19日までを特別監視 期間として広報等の発令を行うこととしております。

つきましては、光化学スモッグが発令された場合、広報発令地域の自動車については、発令時 の運行自粛等を効果的に実施され、酸化物排出量の削減に協力をお願いします。

記

# 1. 光化学スモッグ広報等発令対策地域

神戸市(東部・西部・垂水・北部)、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、 丹波市、たつの市、播磨町、稲美町、太子町

# 2. 光化学スモッグ広報等の種類

【種類】 【発令基準】

光化学スモッグ予報 測定局のオキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基

準に達するおそれがあると判断される時

光化学スモッグ注意報 測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、

気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時

光化学スモッグ警報 測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、

気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時

光化学スモッグ重大警報 測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、

気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時

# 3. 広報等発令の周知

- ・ 兵庫の環境ホームページ(URL:http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/)に掲示
- ・ テレビ、ラジオによるスポット放送
- ・ 交通情報掲示板に掲示 等



# 全ト協

# 平成27年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

全日本トラック協会(以下「全ト協」)は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の平成27年春の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、5月11日(月)から同月20日(水)までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国運動重点の「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

-記-

# 1. 安全運行の確保

会員事業者(運行管理者を含む。以下「事業者等」)は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

# (1) 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもと高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を 励行させる。

# (2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の 早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度で走行することを励行させる。

### (3) シートベルトの正しい着用の徹底

運転者を含む全ての乗務員に対し、シートベルトの適正な着用を徹底させる。

### (4) 飲酒運転の根絶

酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施を徹底する。

# (5) 追突事故の防止

事業用トラックの事故原因の約半数を占める追突事故を防止するため、国土交通省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」等を活用し、追突事故防止の徹底を図る。

### (6) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転

や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

# (7) 交差点の事故防止

全ト協制作の「交差点事故防止マニュアル」等を活用し、交差点での巻き込み事故等の 防止を図る。

# (8) 高速道路における事故の防止(『レッツブレイク!キャンペーン』※の推進)

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路 に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を 徹底させる。

※警察庁・国土交通省・全ト協・高速道路会社等が一体となった、高速道路における事故防止の取り組み

# (9) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろう運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底させる。

### (10) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等に基づき、点呼時等において運転者の健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

### (11) 過労運転の防止

事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転の防止に努める。

# (12) 「危険ドラッグ」の根絶

「危険ドラッグ」の使用による運転及び事故の根絶を図るため、社内安全教育や点呼時等において、「危険ドラッグ」の使用による運転の悪質性・危険性を十分に理解させ、「危険ドラッグ」の根絶を徹底させる。

### 2. 車両の安全性確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

### 3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考「事業用自動車安全通信」登録用 URL

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html)

# 事務局からのお知らせ

# トラック運送事業における退職自衛官の再就職について

トラック運送業界においては、中高年層の労働力に依存した状態であり、将来的に深刻な労働力不足に陥ることが懸念されています。このため、若年労働者の入職促進、即戦力となる人材の確保が喫緊の課題となっています。

そのような中、自衛隊では若年定年制(50歳代半ばで退職)及び任期制(多くは20歳代で退職) を採っており、退職自衛官の中には、大型自動車免許等トラック運送事業への再就職に当たり 有用な免許・資格を取得している方も多数おります。

退職自衛官の再就職については、従来より各企業から自衛隊地方協力本部等や(一財)自衛 隊援護協会に対して個別に求人を行う仕組みが設けられております。これに加えて、この度、 新たにトラック協会が会員事業者の求人票をとりまとめ、一括して自衛隊地方協力本部等へ提 出する枠組みが設けられました。

つきましては、本枠組みにつきまして、トラック運送業界における人材確保に向けた1つのツールとしてぜひご活用頂きますようお願い申し上げます。

詳しくは、兵ト協HPをご覧下さい。

http://www.hyotokyo.or.jp/news/general-public/4576.html

ちょっとした地球への思いやり エコ・ドライブ推進中!です 会員各位

一般社団法人 兵庫県トラック協会会 長 福永 征秀

# 交差点事故防止セミナー開催のお知らせ

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、当協会では、交通安全に関する各種施策を実施しておりますが、その一環として下記 の通りセミナーを実施することといたしました。

ご多用の折とは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

# セミナー概要

「交差点事故防止マニュアル」について、内容を説明した上で、小集団での情報交換を行い 理解を深めていただきます。

- 1. **日 時** 姫路会場 6月11日 (木)、 神戸会場 6月12日 (金) 両会場とも 13:30~16:30 13:00~受付
- 2.場 所 姫路会場:兵庫県トラック協会 西部研修センター(兵ト協西播支部) 2階 神戸会場:兵庫県トラック総合会館(兵庫県トラック協会本部) 3階
- 3. 講師 東京海上日動リスクコンサルティング 株式会社 経営企画部 大阪常駐グループ 主席研究員 角田 (ツノダ) 文彦 氏
- 4. 講座 交差点事故防止について
  - ~交差点事故防止マニュアルの解説を中心に~
  - ○第1部:セミナー(1時間程度)
  - ○第2部: 小グループでの情報交換(1.5時間程度)
- 5. 対象者 交差点事故防止が重要課題となる中小事業者の経営者、管理者
- 6. 受講料 無料
- 7. 定 員 姫路会場40名、神戸会場100名(先着順受付。定員になり次第締切ります)
- 8. 申込方法 「参加申込書」をご記入の上、記載のFAX番号までお申し込みください。
- 9. 主 催 (公社)全日本トラック協会・(一社)兵庫県トラック協会(共催)

# 交差点事故防止セミナー参加申込書 必要事項記入の上《FAX 078-882-5565》へ送信ください

※申込が多数予想されることから、1会員最大2名までのお申込とさせて頂きます。

会社名							
TEL	_	_	FAX		_	_	
住所							
希望会場 (Oで囲んで 下さい)	姫	路(6/11	•	神	戸(	6/12	2)
	(所属営業所)	(氏行	玄)				
参加者	(所属営業所)	(氏省	물)				
FAX 送信ご担当者氏名							

FAA 还信し担ヨ台氏石	

# セミナー会場のご案内

姫路会場 6月11日(木) 受付13:00~ 13:30開会兵庫県トラック協会 西部研修センター(兵ト協西播支部) 2階姫路市中地字村東26-1 TELO79-294-0797

神戸会場 6月12日(金) 受付13:00~ 13:30開会 兵庫県トラック総合会館(兵庫県トラック協会本部) 3階 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL078-882-5556

※両会場とも駐車スペース狭隘のため、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。

# セミナーに関するお問い合わせ先

兵庫県トラック協会 業務部 担当:藤城、横山 (電話)078-882-5556

# 助成事業

# ① 平成27年度『健康診断受診料助成事業』について

兵ト協では、トラックドライバーの健康起因による交通事故防止を目的に、労働安全衛生 法で義務づけされている健康診断を受診した場合、受診料の一部を助成いたします。なお、 当助成事業については協会ホームページにも掲載しています。

記

# 1. 助成対象

兵ト協会員県内営業所所属の選任運転者(運転者台帳作成)が健康診断を受診した場合の 受診料(4月1日以降に受診)

# 2. 交付額及び上限等

1名あたり 1,000円 1名につき年1回 (但し、深夜業務の方に限り深夜業務従事者の健康診断として2回目可) 1会員の上限申請人数 200名

# 3. 申請方法

「健康診断助成金申請書」「受診者名簿」(ダウンロード可) に、領収書等必要書類を添付し 兵ト協に申請して下さい。

# 【ダウンロード場所はここです】

兵庫県トラック協会トップページ → 各種助成事業 → 18. 健康診断の受診料助成事業 → <健康診断の受診料助成事業について>

### 4. 締め切り

平成28年2月26日 (金)

但し、助成金が予算額に達した場合はその時点で締め切り

# 5. 申込み・お問い合せ先

兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL:078-882-5556 FAX:078-882-5565

申請書(添付書類が揃っている)提出順に受け付けし、助成金が予算に達した時点で締め切りますので、年間複数回に分けて申請していただいて結構です。

# ② 平成27年度 アルコール検知器導入促進助成について

兵ト協では、会員事業者が点呼の際に飲酒の有無を確認するため一定の条件を満たしたアルコール検知器を導入した場合にその導入費用の一部を助成いたします。

### 1. 助成対象者

兵庫県トラック協会の会員事業者とする。

# 2. 対象装置 ※国からの補助金が交付されていないことが条件

ハンディタイプを除く機器(但し、ハンディタイプであっても日時等を含む検査結果が、 記録紙、またはパソコンに取り込みデータ等で保存可能な記録型機器は助成対象)で以下の 基準に適合する装置

- ①記録型装置か遠隔地での検査結果を管理するための装置
- ②平成27年4月1日から平成28年2月29日までに装置を購入(導入)し、かつ支払いが終了したもの。

# 3. 交付額及び上限等

検知器本体導入費用(消費税除く)の1/2(千円未満は切捨て)で15万円を上限とする。

- ①1会員あたり申請の1台までとする。
- ②オプション付属品、センサー交換、保守費用などは助成対象外とする。

### 4. 申請方法

「平成27年度アルコール検知器導入促進助成金交付申請書」に必要書類を添付の上、申請して下さい。

### 5. 申請書

兵ト協ホームページからダウンロードしてください。

# 6. 添付書類

- ①請求書及び領収証等の写し。(但し、機器名/形式が記載されたもの)
- ②助成要件の確認のため取扱説明書等の提出を求めた場合は、当該書類。

### 7. 締め切り

平成28年2月29日 (月)

但し、助成金が予算額に達した場合はその時点で締め切る。

### 8. 申込み・お問い合せ先

兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27

TEL: 078-882-5556 FAX: 078-882-5565



# 問い合せ先

陸 運 労 災 防 止 協 会 兵 庫 県 支 部 (兵庫県トラック協会内) 電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

# はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)を 行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのう ちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注:当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成27年7月15日(水) 9時~17時(座学講習)
一 押日口时	2日目	平成27年7月16日(木) 9時~17時(座学講習、修了試験)
講習会場	神戸市漢	・ッ <b>ク総合会館 3階会議室</b> 経区大石東町2丁目4-27 D為の駐車場はありません。

# 2. 受講料

	受講 料	合 計	
兵卜協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

# 3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。**証明者の職氏名(事業場の代表又** は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

### 4. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予 約受付を行ってから次の①~④を現金書留**で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

平成27年6月3日(水)~平成27年7月7日(火)必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① **受講申込書**(A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
- ② **証明写真 2 枚** (サイズ縦3.6~4cm、横2.4~3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラス ティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー 等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

- ※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。
- ③ 本籍地を証明できる書類
  - ※ 住民票の写し等
- ④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。 受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。 (申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内 陸運労災防止協会兵庫県支部 電 話 (078) 882-5556

- ※ 持参される場合の受付時間は、10時~17時 (12時~13時は除く)。
- 5. 持 参 品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム・ボールペン)

6. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

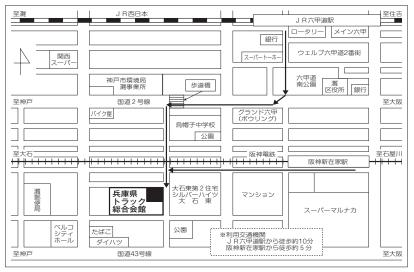
2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

### 7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、<u>追試験を1回のみ受験することができます。</u> <u>追試験を希望される場合は、受験料2,160円(税込)が必要</u>となりますのでご留意下さい。

# はい作業主任者技能講習会場兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 TEL(078)882-5556



# **受講甲**

受講申込書

写真貼付し て下さい。 縦3.5 c m 横2.5 c m

はい作業主任者技能講習会 修了証台帳

 $\times$ ふりがな 性別 修了証 男 氏 名 番 号 女 日生. 交付年月日 生年月日 年 月 ×  $\mp$ 都 現住所 本 道 (修了証に載ります) 籍 府 電話 (携帯電話) 県 所在地 勤務先 電話 F A X名 称

	証	明	書	
		受講者,	壬名	
		<u> </u>	A. H	<u> </u>
   上記の者は、はい付	は マ は けいく:	ボーの作業に	在 目か	ら 年 月まで
3年以上従事した経験				<i>у</i> + дас
3 年以上促事した経験	マを作り る白し	のることを証	力しまり。	
T 10				
平成年	月日			
		事業	者名	
		事業	者	<u> </u>
書替・再交付年月日	※ 年	月 日 5	<b>本籍等確認書類</b>	

本人確認

(注)※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

# 陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部 平成27年度 技能講習等 実施計画表(予定)

兵庫労働局長登録教習機関

◆ はい作業主任者技能講習(各回2日間) 講師氏名(学科)上野勝司、吉永良一、村上光三

実施日時				講習科目(時間)	種類	実施場所	
第1回	H27 7月	15日(水)	9:00 ~ 17:00	はいに関する知識(3) 人力作業に関する知識(5) 機械荷役に関する知識(3) 関係法令(1)修了試験	学科	兵庫県 トラック	
		16日(木)	9:00 ~ 17:00			総合会館 (神戸市)	
第2回	11月	11日(水)	9:00 ~ 17:00	はいに関する知識(3) 人力作業に関する知識(5) 機械荷役に関する知識(3) 関係法令(1)修了試験	学科	兵庫県 トラック	
		12日(木)	9:00 ~ 17:00			総合会館 (神戸市)	
<b>数</b> 2 同	H28	17日(水)	9:00 ~ 17:00	はいに関する知識(3) 人力作業に関する知識(5)	5.00 - 17.00 人力作業に関する知識(5)	兴到	兵庫県 トラック
第3回	2月	18日(木)	9:00 ~ 17:00	機械荷役に関する知識(3) 関係法令(1)修了試験	学科	総合会館 (神戸市)	

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終 了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

(登録有効期間満了日:平成31年3月30日)



# 燃料価格情報

# 軽油「元売別」購入価格表(平成27年3月末現在)

(単位:円/ピ゚)

区分 ローリー 組 合 カード スタン	ノド
元売名 平 均 平 均 平	均
J X 日 鉱 日 90.03 97.75 100.09 106.0	00
出 光 86.03 94.62 97.95 97.0	00
J エ ナ ジ ー     94.10     100.00     113.4	48
コ ス モ 84.38 89.20 94.20 106.6	
昭和シェル 84.45 110.00 90.50	兵ト協 
モービル 89.80	
エッソ 88.00 103.0	00
その他 85.79 88.20 87.65 96.6	04
総 計 86.68 91.67 95.28 101.2	22
27 全国平均 83.15 93.03 95.2	22 全下協
2 近畿平均 81.77 91.74 101.6	1 (

(消費税抜き)

# 軽油価格年間推移表(兵ト協調べ)

(単位:円/ ト゚ズ)

区分	ローリー	組合	カード	スタンド
集計月	平 均	平 均	平 均	平 均
平成26年4月	113.44	115.99	121.79	122.42
平成26年5月	116.41	117.83	122.20	127.29
平成26年6月	118.17	119.54	124.01	126.56
平成26年7月	119.77	122.07	126.07	127.41
平成26年8月	119.58	123.35	127.49	125.87
平成26年9月	117.10	121.85	126.57	129.12
平成26年10月	114.67	119.06	124.51	127.20
平成26年11月	110.00	115.79 120.96		123.95
平成26年12月	105.81	112.47	117.67	120.98
平成27年1月	95.64	104.18	108.58	111.13
平成27年2月	82.24	89.21	97.08	102.49
平成27年3月	83.21	88.76	94.33	97.86
平成27年4月	86.68	91.67	95.28	101.22
年間平均	106.36	110.90	115.89	118.73

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

# "軽油は兵庫県下で買いましょう"

# 会員だより

# 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名			主たる連絡先			
27. 3.20	東部	一般 利用	(株)浦 和	浦	崎	祐	_	〒660-0834 尼崎市北初島町16-8	TEL FAX	
3.23	明石	一般	エフ・ライン(株)	福	島		敬	〒651-2128 神戸市西区玉津町今津382-7	TEL FAX	
3 .27	東部	利用	㈱大坪流通サービス	大	坪	俊	行	〒661-0002 尼崎市塚口町5-32-2 ボルネ塚口203号	TEL FAX	06-4950-0857 06-4950-0858
4.4	丹有	一般 利用	氷上テクノ(有)	石	塚	和	Ξ	〒669-3571 丹波市氷上町新郷224	TEL FAX	0795-82-0377 0795-82-5487
4.8	西播	一般 利用	大栄物流㈱	=	輪	勝	彦	〒672-8014 姫路市東山1-1	TEL FAX	079-228-8197 079-227-3004
4.13	東播	一般	西鉄運輸㈱	佐	藤	良	_	〒675-0023 加古川市尾上町池田字池田開 拓1897-7	TEL FAX	079-429-6517 079-429-6518

# 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
27.3.31	東部	一般	大 長 自 動 車 ㈱	大 長 憲 一
4.6	明石	一般	예 浜 田 組	桑 幡 優
4.30	西播	一般	四国名鉄運輸㈱	八倉健二

# 変更届

父人加				
届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	IΗ	新
27.2.4	89	名 称	(前よしくら運送	よ し く ら(有)
2.10	50	住 所	キャリーサービス(株) 神戸市灘区稗原町2-2-21	神戸市中央区港島9-11-1
2.19	北播(支)	住 所	門正運輸倉庫㈱加東市下滝野2-34	尼崎市武庫川町4-7
2.19	16	住 所	北 摂 運 輸衛 大阪市西区江戸堀2-5-27	川西市小花1-15-2
3.17	120	代表者	加 古 川 物 流㈱ 白 藤 幾 志	井 上 博 幸
3.23	148	住 所	東洋テック姫路(株) 姫路市元塩町121	姫路市西二階町1
4.2	55	代表者	日本コンテナ輸送(株) 矢 野 耕 三	土屋廣明
4.13	1	代表者	(有)秋 山 運 送 秋 山 一	好 浦 英 二
4.17	113	住 所 TEL·FAX	ト モ エ 運 送㈱ 神戸市西区岩岡町岩岡2054-16	加東市河高3014-8 TEL 0795-38-7750 FAX 0795-38-7751

# 事務局からのお知らせ

下記のとおり異動及び新規採用者がありましたのでお知らせいたします。

# 人 事 異 動

一般社団法人 兵庫県トラック協会

# 平成27年4月20日付

発 令 事 項	氏 名	現職
参 事	脇田政司	参事兼総務部部長
総務部部長	八木俊明	新規採用
総務部次長(経理担当)	黒 田 徹	新規採用

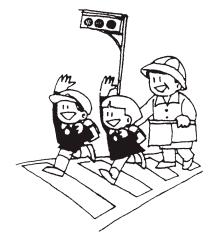
# (-社) 兵庫県トラック協会定時総会のご案内

一般社団法人兵庫県トラック協会の「第57回 定時総会」を下記のとおり開催する予定です。 会員の皆様には、後日資料を添付しご案内させていただきます。会員の皆様の万障繰り合わせの ご臨席をお願いいたします。

記

# 第57回 定時総会

日 時:平成27年6月19日(金)14:00~ 場 所:ANAクラウンプラザホテル神戸



ちょっとした地球への思いやり エコ・ドライブ推進中! です

# 兵ト協ニュース表紙写真募集について

# ■応募資格

兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

# ■募集内容

●兵庫県内の風景 (季節感の溢れたもの)、建築物、動植物等の写真 (いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない)。

# ■応募方法

- ●会社名・氏名(ふりがな)・会社電話番号を明記した電子データ(CD-Rなど)で提供してください。
- ●撮影場所がわかるようにしてください。例:竹田城跡(朝来市)

# ■その他

- ●応募作品は未発表のものに限ります。
- ●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- ●採用した方には粗品をさしあげます (クオカード)。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は(一社)兵庫県トラック協会に帰属し、 返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

# ■採用者

(一社) 兵庫県トラック協会

### ■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

一般社団法人兵庫県トラック協会 総務部 行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

\* -----

兵ト協ホームページの会員専用ページパスワード  $5/16\sim6/15$  **1741** 

# 協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
4 · 7	全国専務理事業務連絡会議	全卜協	5 · 14	安全性評価事業説明会	西部研修センター
10	Gマークに係る地方実施機関事務局説明会	大卜協	15	ひょうご環境保全連絡会理事会	ラッセホール
	自動車関係団体連絡会			兵卜協 西神戸支部総会	ホ テ ル オークラ神戸
14	海コン部会役員会	兵卜協	18	兵卜協 職員健康診断	兵卜協
	全ト協 TV 会議システムによる「特車研修会」	兵卜協		兵卜協 交付金運営委員会	兵卜協
15	交通安全下敷き贈呈式打合せ	兵 庫 県 教育委員会	20	兵卜協 兵庫支部総会	第一楼
17	百貨店部会「正副部会長会議」	兵 卜 協	21	兵卜協 西播支都総会	西部研修センター
	無事故無違反運動「チャレンジ 100」実施結果検討会	パレス神戸	22	兵青協 第一回評議員会(総会)	北野プラザ六甲 荘
18	兵卜協 北播支部総会	シティホテル 福岡(福岡市)		兵卜協 東神戸支部総会	ホーテル竹園芦屋
20	平成 27 年度近畿地区道路利用者会議	パレス神戸(神戸市中央区)		兵卜協 東部支部総会	都 ホ テ ルニューアルカイック
21	トラックの日プロジェクト会議	兵 卜 協		兵卜協 西宮支部総会	ノボテル甲 子 園
22	適正化事業指導員全国研修「初級研修」	全卜協	26	兵卜協 常任理事会·総務委員会合同会議	兵 卜 協
23	交通安全啓発下敷き贈呈式	兵 卜 協		兵庫県経営者協会第68回定時会員総会	ANAクラウンプラザ ホ テ ル 神 戸
	全国道路利用者会議「理事会」	東海クラブ(東京)	28	兵卜協 東播支部総会	加古川市民会館
	三木会	兵 卜 協	29	尼崎運輸事業協同組合総会	都 ホ テ ルニューアルカイック
	巡回指導結果報告定例会議	兵 卜 協		一6月の予定一	
24	兵青協「役員会」	兵 卜 協	6 · 1	兵卜協 理事会	兵卜協
	兵卜協 神戸中央支部総会	神仙閣		全卜協 理事会	第一ホテル東京
25	兵卜協 淡路支部総会	ホテルアナガ	5	兵卜協 女性経営者部会総会	
	兵卜協 但馬支部総会	H O T E L KOSHO(養父市)	11	交差点事故防止セミナー	西部研修センター
	一 5 月の予定一		12	交差点事故防止セミナー	兵卜協
5 · 9	兵卜協 丹有支部総会	新たんば荘	18	全卜協 通常総会	第一ホテル東京
	兵卜協 明石支部総会	明 石 支 部トラック会館	19	兵卜協 通常総会	ANAクラウンブラザ ホ テ ル 神 戸
11	11 春の全国交通安全運動		22	兵庫県適正化事業実施機関「評議委員会」	
	兵卜協 監事監査	兵卜協	25	引越基本講習	大卜協
12	12 自動車関係団体連絡会		26	引越管理者講習	大卜協
13	安全性評価事業説明会	兵卜協		安全マネジメント講習	西部研修センター

# と安心をはこ。



インターネットを利用して 申請書類が作成できます。 申請案内など詳しくは 「Gマーク」で検索を。



土・日を除く

# 申請書 類の領布期間

❶地方適正化実施機関\*による領布

事業実施機関「都道府県トラック協会」で入手してください。※申請書類は、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化 土・日、祝日を除く (金)~6月31日(火

**②インターネットによる入手(作成)**\*\* ※インターネットによる申請書類の入手(作成)後、事業所が所在する都道府県 申請受付期間内に必ず申請受付手続きを行ってください。の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「都道府県トラック協会」で

申請受付期間

平成27年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業

公益社団法人 全日本トラック協会

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1新宿エルタワー19階 TEL.03(5323)7245 FAX.03(5323)7230